

商標申請の記入見本

様式の変更はしないこと。(記入欄の大きさを変えるのは可)

様式第1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標 (抜け駆け対策商標以外) の申請用)

年 月 日

公益財団法人岡山県産業振興財団
理事長 片山 誠一 様

代表など個人名義の案件は、申請できません。(個人事業主除く)

申請者 住所 〒
岡山県
名称 ○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

令和8年度中小企業等海外展開支援事業費補助金 (海外出願支援事業) 間接補助金 交付申請書

中小企業等海外展開支援事業費補助金 (海外出願支援事業) 実施要領 (20240319特第2号。以下「実施要領」という。) 第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号)、中小企業等海外展開支援事業費補助金 (海外出願支援事業) 交付要綱 (20240318特第8号) 及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

- 記
1. 申請者種別 (いずれかに○)
- | | |
|-----------------------|------------|
| ☐ | ①法人 |
| ☐ | ②個人事業者 |
| ☐ | ③事業協同組合等 |
| ☐ | ④商工会、商工会議所 |
| ☐ | ⑤NPO法人 |
2. 過去における本補助金の支援実績 (いずれかに○)
- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ☐ | ①実績なし |
| ☒ | ②実績あり |
| ②の場合、確認事項 | |
| ☒ | フォローアップ調査を提出している |
- ※実施要領第4条第1項第5号及び第23条第2項に定める事項 (補助事業完了後5年間の状況調査 (フォローアップ調査、ヒアリング等))
- 令和2～6年度支援企業は、R7年度フォローアップ調査対象のため回答状況を必ず記入
令和元年度以前の支援企業は②実績ありの余白に支援年度を記載のうえ、「フォローアップ調査を提出している」の欄には「-」を記入

3. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
○○○万円	○人	1234567890123	○○業

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

個人事業主は記載不要

13桁の番号。
※登記簿に記録される
12桁の会社法人等番号では
ありません。

主たる業種を記入

内容を確認、必要事項を記入のうえ、チェックを入れる

【確認事項（□にチェック及び記入してください）】

- ☑ 大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業※1に該当しない）ことに相違ない。
出資者と出資比率を記載してください。（株主名簿の提出で代替することも可）

出資者の名称※2	出資比率
☑ 特許 太郎	45%
☐ ○○株式会社	25%
☑ 株式会社××	15%
☑ △△投資事業有限責任組合	10%
☑ ほかに 5名	5%

出資者ごとに「中小企業等（みなし大企業除く）」であれば、チェックを入れてください。

※1 みなし大企業の定義は実施要領第4条第2項第1号ないし第4号参照。

※2 出資者についても、交付要綱第2条第3項に掲げる「中小企業者等」であり「みなし大企業」に該当しない場合は、出資者の名称欄の□にチェックを入れてください。

出資比率が合計100%になるように記入すること。
単独で2分の1(50%)以上又は複数で3分の2(66.6%)以上の
出資比率の出資者が確認できるように記入すること。
上記が確認できれば、小口の株主をまとめて記入も可。

出資者が多数いる場合は、出資比率がわかる株主名簿等で代替できますが、「みなし大企業」の有無について分かるように印等をつけること。

- ☑ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えていない。

※実施要領第4条第2項第5号参照。

（過去3年分の課税所得額を記載してください。）

	前年	2年前	3年前
課税所得額	1,500万円	1,250万円	950万円

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めことがあります。

損益計算書の「税引き前当期純利益」ではなく、
法人税申告書の「所得金額又は欠損金額」を記入
※創業間もない等、課税所得を算出していない場合は
「－」を記入してください

4. 申請案件種別（いずれかに○）

（外国出願）

	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
○	④商標登録出願

（参考：国内出願）

	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
○	④商標登録出願

5. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

○	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
○	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

出願書類等と同じ記載とすること。

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願等の内容

日本国出願番号	商願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇	出願日	2 0 〇 〇 年 〇 月 〇 日
P C T 国際出願番号 ※ P C T 国際出願の場合のみ		出願日	
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	〇〇株式会社		
登録番号	商標第〇〇〇〇〇〇〇号	登録日	2 0 〇 〇 年 〇 月 〇 日
権利者	〇〇株式会社		
発明・商標等の名称	ラーメン太郎		
	図形商標等の場合は画像をこの欄に貼る。別途添付でも可 登録済みの場合は記入		
発明・商標等の内容	第 30 類 ラーメンスープ、ラーメンスープのもと、スープ状の鍋用のつゆ、ラーメンの乾麺、ラーメンの生麺、即席ラーメンの麺、カップ容器入り即席ヌードル、食用粉類 第 43 類 中華そばを主とする飲食物の提供		

- ※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願と P C T 国際出願の両方をそれぞれ明記してください。
- ※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。
- ※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。
- ※ P C T 国際出願の場合は、P C T 国際出願番号も明記してください。
- ※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。
- ※「5.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「6.」の記入は不要です。
- ※「5.」で⑤に○を付した場合であって、マドリッド協定議定書に基づく国際登録について事後指定を行う場合には、「6.」の「マドリッド協定議定書に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。
- ※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	○
---	--	---	---

(有の場合)

共同出願人がある場合は「有」に○を記入のうえ、
(有の場合)に内訳等を記入。
補助率は「権利の持ち分」が「費用負担割合」のいずれか低い方になります。

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	「6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容」と同じ内容を記入。 商標を変更して出願を予定している場合は必ず下欄に記入すること。
発明・商標等の内容	
出願人	
出願（予定）国	マドプロ（タイ、シンガポール） 中国、台湾
出願スケジュール チェック不要	マドプロ（タイ、シンガポール）採択後すぐ 中国、台湾：11月下旬
審査請求スケジュール （審査請求制度があるもののみ）	☐ 出願と同時（同日）（注1）に行う ☐ 移行国の期限内に行う ☐ 日本の審査を待ち、審査請求を行う ☐ その他（ ）
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	直接出願の中国、台湾については、カタカナが識別されないことから、カタカナ部分を漢字に変更し、『拉麵太郎』として出願予定である。

採択後、申請内容と異なる出願は認められません。

- ・マドプロ出願の際に、指定商品・役務の減縮を予定している
- ・直接出願の際に、「実施要領第4条第1項第2号（ア）に基づき行う優先権主張を伴わない商標登録出願について」にて定めた範囲内で変更を予定している等

基礎となる国内商標から変更して出願を予定している場合は必ずこの欄に記入。

また、先行商標登録調査は必ず、出願予定の商標で行うこと。

- ※「出願人」の欄は全ての出願人を明記してください。
- ※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。
- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
 - ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
 - ・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）
- ※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指します。
- ※「5.」で③に○を付した場合であって、特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）の場合には、PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。
- ※「5.」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

（注1）同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

9. 間接補助金交付申請額

295,000 円

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
マドプロ（タイ、シンガポール）	236,000	0	97,000	0	333,000
中国	18,000	50,000	66,000	0	134,000
台湾	36,500	50,000	66,000	0	152,500
外国出願経費合計	290,500	100,000	229,000	0	619,500
助成対象経費	290,500	100,000	200,000	0	590,500
持ち分に応じた対象経費					590,500
間接補助金申請額					295,000

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

見積書の見積金額(税込み)を記入すること。

外国出願経費から補助対象外経費を引いた
補助対象経費のみを記入すること。

おもな補助対象外経費

- ・消費税
- ・特許印紙代
- ・申請書作成にかかる代理人費用・成功報酬
- ・先行登録調査費用
- ・出願と同時に行う予定のない経費

※そのほか不明な経費についてはお問合せください。

助成対象経費の 1/2 の金額(千円未満切捨て)を記入

ただし、下記上限額を超える場合は、上限額を記入

・商標 60万円 ・抜け駆け対策商用 30万円

共同出願人がある場合は

**補助率は「権利の持ち分」か「費用負担割合」の
いずれか低い方の割合を乗じた金額になります。**

※上記記載例で、権利の持ち分 50%、費用負担割合 100%の場合

助成対象経費 590,500

持ち分に応じた対象経費 295,250 (助成対象経費の 50%)

間接補助金申請額 147,000 (助成対象経費の 1/2
(千円未満切捨て))

10. 外国特許庁への出願の動機・目的

出願予定国ごとに、権利取得の動機・目的に分けてをなるべく具体的に記入。

下記は記入例です。同様の形式で記載する必要はありませんが、少なくとも 1 カ国あたり 200 字を目安に記載してください。(権利取得の動機・目的が同じ出願国がある場合はまとめて掲載しても構いません。)

訪日外国人の増加と共に、国内に出店している「ラーメン太郎」への外国人来客数も増加している。また店舗 SNS の投稿に対して、外国人からのコメント、リツイートも増えており、海外で需要も見込めることから、当外国への出店を計画している。そのため、具体的に出店計画のある、タイ、台湾については、海外に進出する準備として、店名である「ラーメン太郎」の商標を早急に取得する必要がある。また、中国、シンガポールについては計画段階にあり、抜け駆け出願対策や、模倣品対策についても当該国への出願は効果があると考えている。

11. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

欄外※の①から⑤の記載項目の例を参考に出願予定国ごとに事業展開をなるべく具体的に記入。

下記は①から⑤の記載項目に対応した記入例です。同様の形式で記載する必要はありません。
また、①から⑤すべての項目について記載する必要はありませんが、1カ国あたり300字を目安に
記載してください。（事業計画が同じ出願国がある場合はまとめて掲載しても構いません。）現地で
の売上実績、事業展開計画等の資料があれば、この欄に図・表を添付、または別添で引用することも
可能です。

国内で12店舗ある「ラーメン太郎」をアジアへの出店を計画している。

①市場ニーズ・市場規模：日本食ブームを背景に、ラーメンの人気は世界でも高く、また、訪日外国人が日本
で食べたい日本食で常に上位にはいっており、幅広い地域で人気がある。特に食文化が似ているアジア諸
国で人気が高いことがわかる。別添の資料①を参照。

②事業面の強み：国内の店舗では来客数に占める、訪日観光客が3割を占めており、訪日外国人の増加と共
に、さらに来客数は増加すると思われる。国内来店時のキャンペーンにSNSを絡めることで、海外店舗へ
の帰国後の来店を促すこともでき、同地域に出店済みの同業他社との差別化を図れると考えている。別添の
資料①を参照。

③海外展開形態・④事業展開計画：今後3年を目処に、タイと台湾に1店舗ずつ出店し、出店、運営のノウ
ハウを取得しつつ、出店地域と出店数を増やしていく予定である。具体的な出店スケジュールについては、
別添の資料②「事業計画表」を参照。

⑤予想される売上高・利益額：海外展開初年度の売上高は1店舗あたり〇〇円を予定しており、5年での海
外営業利益の黒字化を目指す。さらに・・・

※以下の記載項目の例を参考にとりて具体的に記入してください。

（内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入）

- ① 市場ニーズ・市場規模
- ② 事業面の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）
- ③ 海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）
- ④ 事業展開計画（推進体制、推進スケジュールを含む）
- ⑤ 予想される売上高・利益額

12. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

下記項目を参考に記入

- ・商標の使用形態、使用実績など
- ・商標を付している商品の用途・使用方法など
- ・商標を付しているサービス内容について説明

※商品のパンフレット等がある場合は、添付して代用可。添付の場合はその旨ご記入すること。

13. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

先行技術調査の内容を記入。調査結果を別途資料で添付する場合は、その旨記入

先行商標調査には、少なくとも以下項目を記入

○調査条件

- ・調査データベース：外国調査データベース TM VIEW 等
- ・調査対象範囲：～20〇〇年〇月〇日 等
- ・調査国：「タイ」等、必ず出願予定国すべてについて調査すること。
- ・検索ターム：「ラーメン太郎」「拉麵太郎」「RAMEN TARO」等、 ニース国際分類「△△」等
- ・調査実施者：弁理士 〇〇〇〇（調査経験12年）、知財管理室〇〇〇〇（調査経験20件/年）等

○調査結果

- ・本願商標に紛らわしい先行商標（例えばマークと指定商品等の何れも紛らわしい商標）が
確認された場合は、その先行商標を示し、本願商標とは非類似と判断する理由を簡単に記入。
特に確認されない場合は、その旨を記入。

上記先行技術調査は、下記の書類でも代用可

○既に行った、調査会社による調査報告書の写し（調査期間を必ず記載）

14. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

- ・今回申請される案件は含めずに記入
- ・多数ある場合、主要な権利5件程度を記入うえ、「他〇件」等と総数を記入
- ・実績がない場合には「なし」と記入

【記入例】

日本 特願 2019-012345 出願日：20〇〇年 3 月 3 日
特許第〇〇〇〇〇〇 登録日：20〇〇年 4 月 4 日
商標登録第〇〇〇〇〇〇 登録日：20〇〇年 2 月 1 日
米国 特許 〇〇〇〇〇〇〇〇 出願日：20〇〇年 7 月 1 日
欧州 特許 〇〇〇〇〇〇〇〇 出願日：20〇〇年 8 月 1 日
他 5 件（国内 4 件、海外 1 件）

15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

（選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

内容を確認のうえ、該当する項目にチェックを入れる

商標出願の場合は、この確認事項については
チェックの必要はありません。

16. 確認事項（□にチェック）

- ☐ 申請案件が特許である場合）特許出願の明細書等に、経済安全保障推進法に定める「特定技術分野」（同法 6 6 条 1 項本文、同法施行令 1 2 条 1 項）に属する発明が記載されていないこと、当該特許出願が、特許庁による「一次審査」又は内閣府による「保全審査」の結果保全指定されなかったこと若しくは保全指定解除された出願であること、又は「外国出願事前確認の申出」により特定技術分野に属さない発明であることを確認した。（※）
- （※）経済安全保障推進法に基づく特許出願非公開制度は、令和 6 年 5 月 1 日以降になされる特許出願から適用されます。本チェックボックスは、日本でした発明について、基礎となる出願を同日以降に行うものについてご記載ください（この点の確認がなされていない出願についての助成申請は受理できません）。
- ☒ 当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなどすべての作業は採択（交付）決定後に行い、事前着手を行わないことを確認した。
- ☒ 実施要領第 4 条第 1 項第 5 号及び第 2 3 条第 2 項に定める事項（補助事業完了後 5 年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等））について確認した。
- ☒ 実施要領第 4 条第 1 項第 6 号に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。
- ☒ 実施要領第 1 3 条第 1 項に定める事項（様式第 3 による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- ☒ 実施要領第 2 2 条第 2 項に定める事項（間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表）について確認した。
- （※上記以外の事業計画等の申請内容については公表されることはありません。）
- ☒ 実施要領第 2 3 条第 1 項に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。

- ☒ 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならないとなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- ☒ 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。
- ☒ 本申請書において、交付を申請する外国出願（共同出願の場合は、自身の持ち分について）は、本支援以外の国費又は国費を財源とする資金による支援に対して申請中でなく、採択もされていない。

以下の場合、国が行っている他の補助金に重複して申請はできません。

- ・当申請書を提出後、採否の決定がなされるまでの期間
- ・すでに国が行っている他の補助金で交付決定がなされている場合

※重複とは【 同じ基礎となる国内出願、同じ出願予定国 】を指します。

※当補助金では、出願予定国が違えば同じ基礎となる国内出願でも、国が行っている他の補助金に申請可としています。

申請前に必ず、重複申請をしていないかご確認ください。

17. 申請者の担当及び連絡先

担当者（職名及び氏名）			
電話番号		メールアドレス	

代表番号ではなく、担当部署の直通番号を記入。
担当者の携帯番号の並記も可。